



第36回 総合福祉研究会全国大会「和歌山大会」開催

～テーマは「新型コロナウイルス下での社会福祉法人の経営」～

◆11月6日、和歌山市のホテルグランヴィア和歌山において、当会の第36回全国大会である和歌山大会が開催されました。「新型コロナウイルス下での社会福祉法人の経営」と題されたことから解るように、本年は新型コロナウイルス感染症に対する対応が各所で求められる状況でした。今大会においても「三密(密集、密接、密閉)」を避けるために、WEB会議システムZOOMを使用したオンラインでの参加も可能とし、また例年開催しておりました初日終了後の情報交換会は実施を見合わせました。和歌山会場並びにオンラインでご参加いただいた会員や社会福祉法人等の皆様方には厚く御礼申し上げます。

当日は、当会監事でもある光吉直也和歌山大会実行委員長の開会宣言で始まり、主催者を代表して本井啓治理事長また中村秀一会長が挨拶、続いて来賓のご挨拶として全国社会福祉法人経営者協議会の磯彰格会長からのビデオメッセージ、公益社団法人全国経理教育協会の岡部隆男理事長からご挨拶を頂戴しました。今大会からは厚生労働省の後援も頂き、元厚生労働大臣で衆議院議員である根本匠先生からもご挨拶としてビデオメッセージを頂戴致しました。

◆基調講演は、「社会福祉法人を取り巻く諸問題」と題して、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の宇野禎晃課長にご講演いただきました。新型コロナウイルス感染症の現状説明と福祉現場の方々のご尽力に対する感謝の言葉から始まり、社会福祉施設等に対する具体的な感染症対策とそのための国による財政面その他12に及ぶ支援の説明がありました(参考資料①の図表1参照)。自主点検チェックリストの配布やケア実施面での留意点、更には面会制限等による外部からの感染防止策等を明示するとともに、マスク、消毒液、ガウン、フェースシールド等の消耗品や簡易陰圧装置・換気設備設置等必要な資機材の確保を支援したこと、そして実際の確保に関する財政面での支援として、「かかり増し費用」や多床室の個室化に要する改修費等を負担するとともに、感染症等対応の職員に対して「慰労金」を支給することなど補正予算による対応も説明されました。また財政面だけでなく、相談窓口の設置、応援職員の派遣、人員・運営基準や報酬の弾力化、そして2兆円に及ぶ福祉医療機構(WAM)の無利子・無担保融資の拡充、更には理事会や評議員会の開催等に関する柔軟な対応など、社会福祉法人の経営・運営関係についても幅広い対応が準備されています。

◆次に、平成28年改正社会福祉法で大きく進められた社会福祉法人制度改革について、その進捗状況の説明がありました(参考資料①の図表2参照)。

「事業運営の透明性の向上」に関してみると、電子開示システム等を通じた届出が既に99.0%に上っているそうです。このデータについては当会でも開示請求を行い、昨年の東京大会でパネルディスカッションの題材としました。本年度も開示を受け、分析を進めています。せっかくのデータですので、社会福祉法人の経営に活用できる形として公表したいと考えています。

◆社会福祉法人制度の今後の方向性としては、社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進が求められてきた経緯の説明から社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書で提言されその後法制化された「社会福祉連携推進法人」、また法人合併や事業譲渡についての説明がありました。社会福祉連携推進法人は法人の自主性が維持されつつ、合併・事業譲渡は経営面・資金面も一体となって、事業継続することとなります。

①人口の減少による需要の減少と支え手(財源負担と従事者の両面)の減少、②地域社会の変動による需要の複雑化等により、事業の協働化・大規模化は避けて通れない課題だと思えます。そのような事態に備えて選択肢が広く準備されたことは好ましいことだと考えます。(事務)

午後の講演は2題でした

～「法人会議議事録」と「組織再編の会計処理」～

◆例年ですと基調講演の後は各分科会に分かれて講演の受講、討議をするのですが、今年は新型コロナウイルス感染症により規模を縮小して、講演2題としました。初めに当会理事である吉野仁業務推進委員会委員長から「業務推進委員会 途中経過報告会」と題して、現在の活動報告を兼ねた講演をしました。業務推進委員会では、会員の実務の助けになる資料の収集及び作成を行っており、本年度は社会福祉法人の理事会及び評議員会議事録文例集の作成を行っています(参考資料②の図表3参照)。今後は、指導監査ガイドラインにおいて確認すべき資料として示されている、議事録以外の招集通知や就任承諾書等の文例についての整理や作成も予定しています。委員会での討議そのものが勉強会としての役割も果たしていることから、会員の皆様の積極的なご参加を期待しています。

◆続いて、「社会福祉法人会計基準の改正 ～組織再編に関する会計処理について～」と題して、当会理事の岡庄吾理事が講演をしました。岡理事は昨年度厚生労働省が開催した「社会福祉法人会計基準検討会」の構成員として参加していました。

具体的には、9月11日に社会福祉法人会計基準が改正されて計算書類の注記に「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が追加されたことについて、合併は法律上社会福祉法人同士のみ可能であるが事業譲渡等の場合は結合の当事者は社会福祉法人に限られないことなど体系的な整理(参考資料②の図表4参照)と、検討会での資産の評価等についての討議の説明がありました。

◆今回の大会資料も後日当会の会員専用ページに掲載致します。(事務局)

- ◆オンライン開催について、一部音声接続等の不備があり大変申し訳ございませんでした。大会の音声は後日ホームページに掲載を致します。また、当日資料は会員事務所様宛に後日ご送付をさせていただきます。
- ◆第37回全国大会は東京にて開催が決定を予定しております。詳細は決定次第ご連絡をさせていただきます。来年も皆様のご参加をお待ちしております。

◆ FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆



◆図表1 社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症対策(まとめ)

感染防止策を具体的に明示するとともに、必要な資機材の確保を支援		社会福祉施設等での感染防止策を支援するための国による財政支援	
感染防止策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○手指消毒など感染症予防の徹底 ○感染症学会など専門家による施設への派遣 ○送迎車乗車時の検温、降車後の消毒 ○訪問介護事業者等向け感染防止策の動画配信 ○自主点検チェックリストの配布(介護・障害) 	感染防止支援	<ul style="list-style-type: none"> ①マスク、消毒液、ガウン、フェースシールド等の感染症対策実施のためのかかり増し費用に対する支援 ②感染症に係るマニュアルの作成(介護・障害等)や研修の実施 ③相談窓口の設置等による感染対策に関する相談支援 ④多床室の個室化に要する改修費等に対する支援
外部からの感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ○面会制限、施設出入り者の記録 ○職員の出勤前の検温、発熱者の出勤抑制 ○職場外でも3密回避を徹底 	施設職員支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤感染症等対応の職員に対する「慰労金」の支給(介護・障害等) ⑥職員のためのサポートガイドの作成(介護・障害等)やこころの相談支援 ⑦応援職員の派遣支援
ケア等の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○リハ実施時の3密回避を徹底 ○同一時間、同一場所での実施人数の縮小、定期的な換気、相手との距離を確保、発声機会の最小化など 	経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑧人員・運営基準や報酬の弾力化(介護・障害) ⑨代替サービス提供に係るかかり増し経費支援(介護・障害) ⑩サービスの利用再開に向けた支援(介護・障害) ⑪福祉医療機構の無利子・無担保融資の拡充
感染防止の設備、備品確保	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク、消毒液、ガウン、フェースシールド等の購入 ○簡易陰圧装置・換気設備設置 	<p>⑫社会福祉法人の運営関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会の開催や手続等 ・決算関係書類の作成、所轄庁への届出時期等 ・資産の総額の変更登記に関する取扱等に関する柔軟な対応 	
その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○PCR検査関係 感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している地域の医療施設、高齢者施設等における利用者、職員へのPCR検査支援 		

資料:2020.11.06総合福祉研究会第36回全国大会(和歌山大会)資料「社会福祉法人を取り巻く諸課題」から

◆図表2 社会福祉法人制度改革(平成28年改正社会福祉法)の取組状況等について

<制度改革の主な内容>	<取組の状況>
<p>1. 経営組織のガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 議決機関としての評議員会を必置 □ 一定規模以上の法人への会計監査人の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経過措置期間満了(令和2年3月31日)までの評議員の確保に向けた支援策等の周知 ○ 会計監査人の設置については、収益30億円/負債60億円超の387法人において設置済み(令和元年12月調査時点)
<p>2. 事業運営の透明性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 財務諸表の公表等について法律上明記 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子開示システム等を通じ、計算書類等の公表等を推進 ○ 20,713法人(99.0%(登録法人数:20,912法人に対する割合))が電子開示システム等を通じた届出を行っている(平成31年度4月1日時点)
<p>3. 財務規律の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 社会福祉充実財産の計画 □ 社会福祉充実計画の策定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉充実計画策定状況等調査により、社会福祉充実計画の策定状況等について把握 ○ 2,045法人(約10%)で策定され、充実財産の総額は約4,546億円(令和元年度調査時点)
<p>4. 地域における公益的な取組を実施する責務</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 責務規定の法定化と取組の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における公益的な取組に関する実践事例の収集・分析等を行い、現場への周知等を実施(平成30年度) ○ 引き続き、取組状況に関する実態把握等により、地域における公益的な取組の更なる推進を図る
<p>5. 行政の関与の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 法人監査のルール明確化(ガイドラインの策定・公表と、継続的な見直し) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導監査要綱等について、昨年6月に、東京で説明会を開催 ○ 現場の状況を踏まえて見直しを検討することとしており、所轄庁等から意見を聴取し、改善を図る

資料:2020.11.06総合福祉研究会第36回全国大会(和歌山大会)資料「社会福祉法人を取り巻く諸課題」から

◆図表3 「業務推進委員会 途中経過報告会」 評議員会決議事項 (部分)

内 容	番号			根拠 (社会福祉法・定款例)	議決数		
	本番	補助 (1)	補助 (2)		議決に加わることができる評議員の過半数出席による過半数決議	議決に加わることができる評議員の2/3以上決議	
法人運営に関わる事項	定款の変更	1		第45条36第1項・第2項・第4項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 ①基本財産の追加 ②目的の一部追加 ③目的の一部削除 ④会計監査人の設置		○ (法45条の9第7項第3号)
	法人の解散定款の一部変更	2	1	第45条の36第1項第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。一 評議員会の決議		○ (法45条の9第7項第4号)
	法人の解散による清算人の選任	2	2	第46条の6第1項第3号	次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。 ①理事 ②定款で定める者 ③評議員会の決議によって選任された者	○	
	吸収合併契約の承認 (消滅法人)	3	1	第52条第1項	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項第5号)
	吸収合併契約の承認 (存続法人)	3	2	第54条の2第1項	【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項第5号)
	新設合併の承認	4		第54条の8第1項	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項第5号)
役員を選任	5	1	第43条第1項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。	○		

資料: 2020.11.06総合福祉研究会第36回全国大会(和歌山大会)資料「業務推進委員会 途中経過報告会」から

◆図表4 「社会福祉法人会計基準の改正 ～組織再編に関する会計処理について～」

下線朱書き部分は前回からの変更点
赤枠は主要な検討部分、黄枠は概ね合意された部分

社会福祉法人会計基準検討会
(第6回)
令和2年2月26日 資料1

社会福祉法人における組織再編に関する基本的な会計処理について

社会福祉法人における組織再編の規定と会計処理について

社会福祉法における組織再編に係る規定の有無については、次のような状況になっている。

組織再編の種類	実施の可否	会計処理
合併 (新設・吸収)	○(法に手続規定あり)	検討が必要
事業譲渡等 (事業の譲受け及び事業の譲渡)	○(組織法上の行為ではないため、法に手続規定はないが取引法上の行為のため、合意・契約により実施可)	検討が必要
分割	×(法に手続規定がなく、組織法上の行為としては実施不可)	－(検討不要)
子法人の保有(連結決算)	×(制度上、子法人保有を認めていないため実施不可)	－(検討不要)